



新型コロナウイルス感染症対策



新型コロナウイルス感染症に関する情報と市の対策についてお知らせします。

※3月30日現在の情報です。最新の情報は市ホームページまたは右記QRコードからご確認ください。

感染防止のために

集団感染防止のため、「換気の悪い空間」「人が密集している」「近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場所（密閉空間・密集場所・密接場所）に集団で集まることを避けてください。

症状がある場合

次のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない時も同様です。）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・高齢者、妊婦、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などがある人などは、上の症状が2日程度続く場合

帰国者・接触者相談センター（衣浦東部保健所内）（☎22-1699）

時 月～金曜日の午前9時～午後5時（夜間や休日はオンコール（24時間）体制）

個人向け支援策

地方税の徴収猶予制度

新型コロナウイルス感染症に納税者（家族を含む）が罹患した場合のほか、一定の要件に該当する場合は地方税の徴収猶予制度があります。また、税を一時に納付することができない場合は換価の猶予制度があります。

申請方法等詳しくは税務課徴収係（☎95-0117）へ。



上下水道料金の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少したことなどにより、上下水道料金の支払いが困難になった世帯や事業者の人は、支払い猶予等に関してご相談いただくことができます。

詳しくは水道課料金係（☎95-0132）へ。



市営住宅の家賃徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少したことなどにより、市営住宅家賃の支払いが困難になった入居者は、家賃の徴収猶予に関してご相談いただくことができます。

詳しくは建築課施設管理係（☎95-0156）へ。



中小企業・小規模事業者向け支援策

問 経済課 商工観光係（☎95-0125）

信用保証料補助金の一部拡充

対象の融資を受けた市内中小企業者等に対し、期間内に限り通常の保証料補助金の補助率を100%に拡充します。

▶補助額

信用保証料の100%（上限20万円）

※ただし、繰上償還分を除く

▶対象となる融資制度

- ・経済環境適応資金サポート資金セーフティネット
- ・経済環境適応資金サポート資金大規模危機対応

▶申請期間

9月30日(水)までに経済課へ。ただし、保証料の支払いの日から起算して30日以内であること。



相談窓口等

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」が以下のとおり設置されています。中小企業・小規模事業者からの経営上の相談を受け付けています。

【経営に関する相談】

- 知立市商工会（☎81-0904）
- 愛知県商工会連合会（☎052-562-0030）

【資金繰りに関する相談】

- 日本政策金融公庫岡崎支店
 - ・個人事業主（☎0564-24-1711）
 - ・中小企業（☎0564-65-3025）
- 愛知県信用保証協会（☎0120-454-754）

